

諮問日：平成30年2月1日（平成29年度（最個）諮問第4号）

答申日：平成30年6月15日（平成30年度（最個）答申第1号）

件名：最高裁判所が受け取った特定の郵便物に記録されている保有個人情報の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

最高裁判所が受け取った特定の郵便物に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「お詫び状」と題する文書（以下「本件対象文書」という。）に記録された苦情申出人に係る保有個人情報の一部を開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年12月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件対象文書の作成者の氏名等が開示されていない。
- 2 苦情申出人宛の事務連絡に記載された郵便物が開示されないのは、不合理である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、苦情申出人以外の個人の住所、行動、心情等が記載されている。これらの情報は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）14条2号に規定する不開示情報に相当し、同号ただし書

イからハまでに該当する事情はない。

また、本件不開示部分については、個人を識別することができることとなる記述等を除いたとしても、開示することにより開示申出人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとはいえないから、部分開示は相当でない。

- 2 最高裁判所において探索した結果、本件対象文書のみが存在した。苦情申出人が主張する文書については、全て送付等の事務を終えており、その写しを保有する必要もないから、最高裁判所において保有していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年2月1日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年3月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年5月25日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会において本件対象文書を見分した結果、本件不開示部分には、苦情申出人以外の個人の住所、行動、心情等が記載されていることが認められる。このような記載内容に照らすならば、本件不開示部分は法14条2号に規定する不開示情報に相当すると認められ、同号ただし書イからハまでに該当する事情は認められない。

また、本件不開示部分については、苦情申出人以外の個人を識別することができることとなる記述等を除いたとしても、開示することにより開示申出人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないから、部分開示は相当でない。

- 2 苦情申出人は、本件対象文書以外に本件対象個人情報記録した司法行政文書がある旨を主張する。しかし、苦情申出人宛の郵便物については、苦情申出人に対する郵送等の事務を終えたため保有する必要がないという最高裁判所事

務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。また、苦情申出人が指摘する事務連絡については、その記載内容に照らせば、いずれも最高裁判所等から苦情申出人に対して郵便物を返送した際に同封した文書であることが明らかであり、最高裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していることをうかがわせるものではない。

したがって、最高裁判所において、本件対象文書以外に本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法14条2号に規定する不開示情報に相当すると認められ、最高裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人